

独立行政法人放射線医学総合研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、平成17年6月期及び12月期の期末特別手当の支給額を決定した。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	報酬月額引き下げ(0.3%) 期末特別手当引き上げ(0.05月分)
理事	報酬月額引き下げ(0.3%) 期末特別手当引き上げ(0.05月分)
理事(非常勤)	該当者なし
監事	報酬月額引き下げ(0.3%) 期末特別手当引き上げ(0.05月分)
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	20,661	13,736	5,787	824 (調整手当) 314 (通勤手当)	3月31日1名	
理事 (2人)	31,001	21,720	7,607	1,303 (調整手当) 371 (通勤手当)	3月31日2名	
監事 (1人)	16,401	10,860	4,576	651 (調整手当) 314 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,329	1,248	0	81 (通勤手当)		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	11,110	4	0	H17.3.31	1	当該業績助案率は、同 役員の法人運営は概ね 適切に行われたとの判 断に基づき、文部科学 省独立行政法人評価委 員会科学技術・学術分 科会が決定した数値。
理事B	3,981	2	0	H17.3.31	1	
監事A						該当者なし
監事B						
監事A (非常勤)						該当者なし
監事B (非常勤)						

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当研究所内にて決定された当初予算の範囲内で運用していく。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める給与水準の決定方法を準用し、民間給与水準との均衡を図られるよう給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当研究所が独自に定めた個人評価システムによる評価結果を基礎資料とし、職員の成績を昇給・昇格・降格及び勤勉手当における支給割合に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ所が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(給与法に準拠) 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(給与法に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

給与法の改定に準じ、以下の改正を行った。

- (1) 全俸給表の全俸給月額を0.3%程度引き下げ
- (2) 上記俸給月額の改定を基本に、俸給の調整額の調整基本額を一部引き下げ
- (3) 初任給調整手当の引き下げ(医師職の支給限度額 月100,400円 100,100円)
- (4) 配偶者に対する扶養手当の引き下げ(月13,500円 13,000円)
- (5) 12月期における勤勉手当の支給月数の引き上げ(0.05月)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	289	45.1	8,120	5,953	92	2,167
事務・技術	94	40.3	5,958	4,351	98	1,607
研究職種	119	49.3	10,284	7,518	98	2,766
医療職種 (病院医師)	19	49.0	11,458	8,591	93	2,867
医療職種 (病院看護師)	31	42.1	5,360	3,925	38	1,435
医療職種 (技師等)	16	43.0	6,309	4,615	84	1,694
技術職員	10	44.1	7,795	5,800	145	1,995

任期付職員	11	37.2	6,722	5,201	105	1,521
事務・技術	0					
研究職種	11	37.2	6,722	5,201	105	1,521
医療職種 (病院医師)	0					
医療職種 (病院看護師)	0					
医療職種 (技師等)	0					
技術職員	0					

非常勤職員	86	38.5	4,385	4,107	79	278
事務・技術	19	47.7	3,319	2,670	67	649
研究職種	36	34.4	5,063	5,063	69	0
医療職種 (病院医師)	0					
医療職種 (病院看護師)	6	44.5	4,584	3,384	29	1,200
医療職種 (技師等)	5	32.7	3,404	2,530	84	874
技術職員	20	36.9	4,365	4,365	124	0

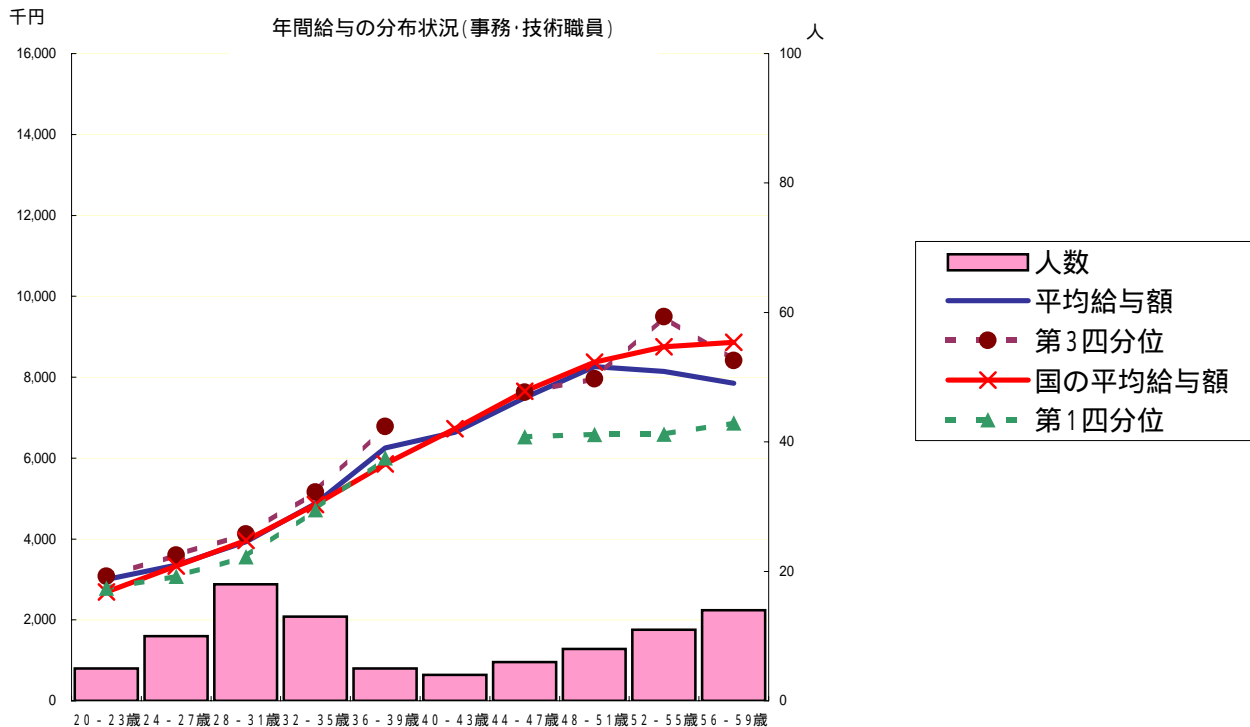
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:教育職種は該当者がいないため記入欄を省略した。

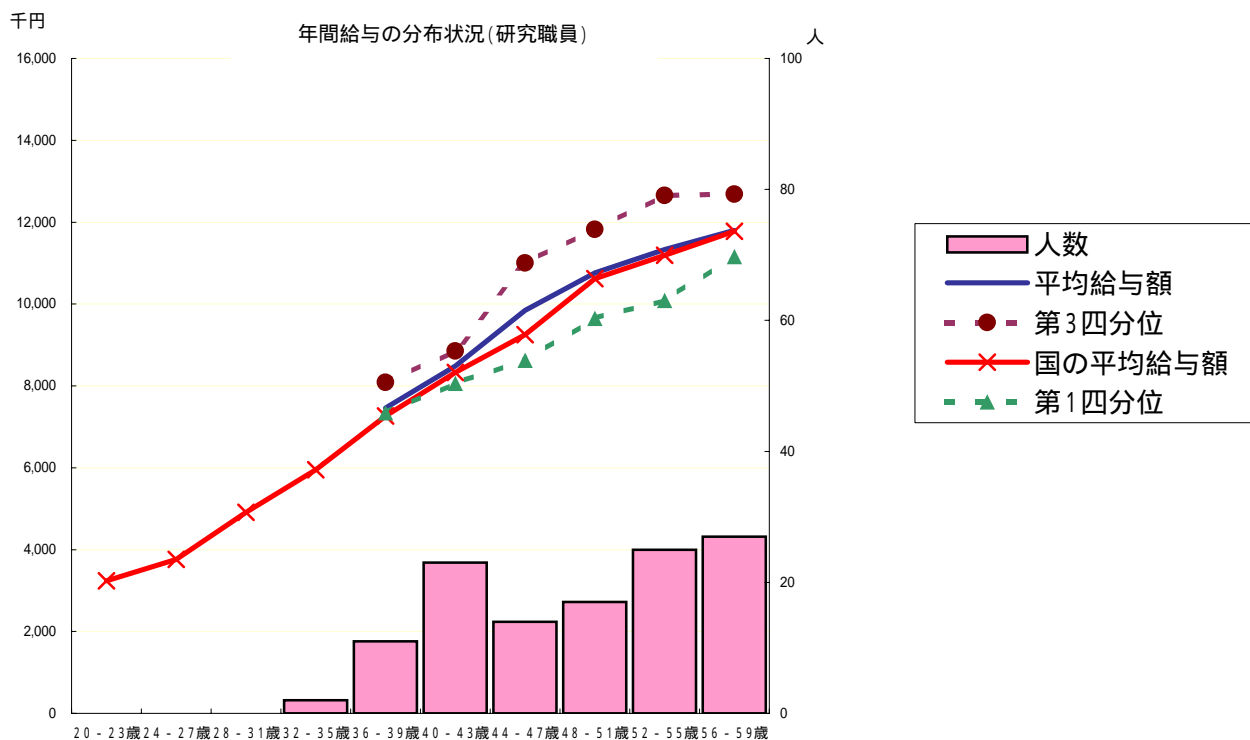
注:在外職員及び再任用職員は、該当者がいないため表を省略した。

注:「技術職員」とは、専門的科学的知識と創意等をもって技術・開発業務に従事する職員をいう。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(病院医師) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

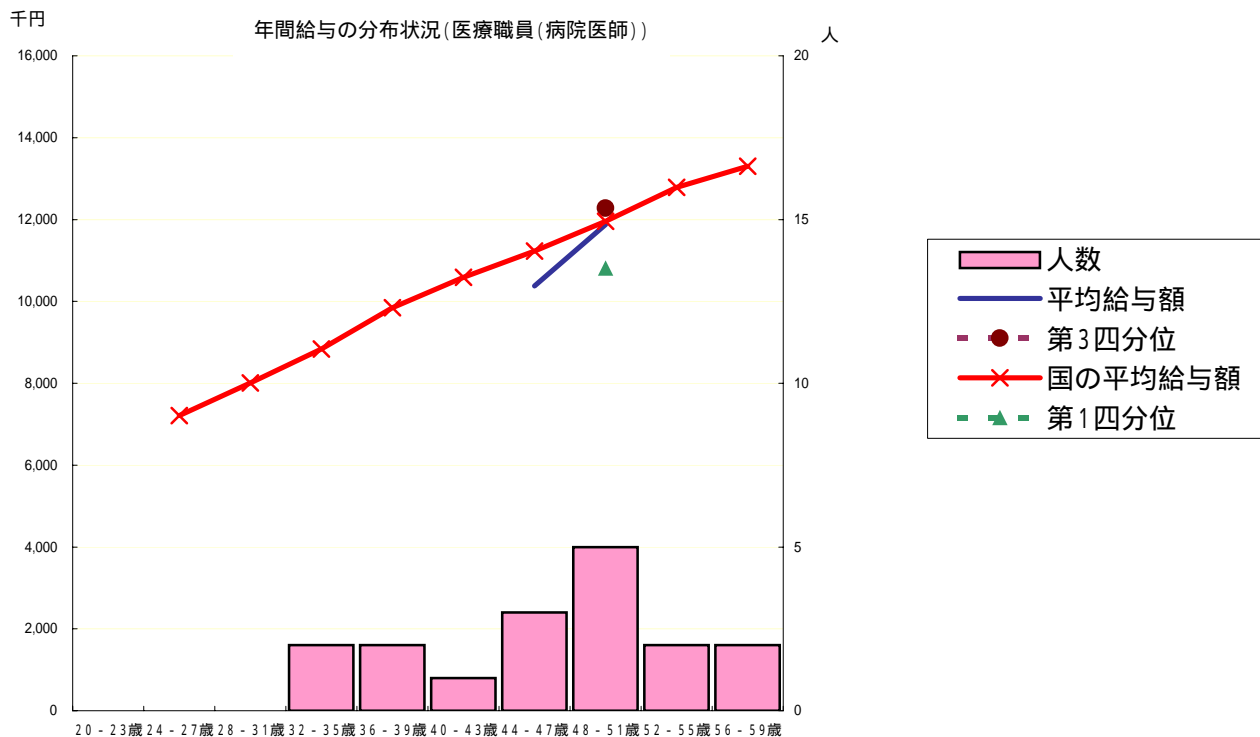


注:40-43歳の年齢階層については、該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。



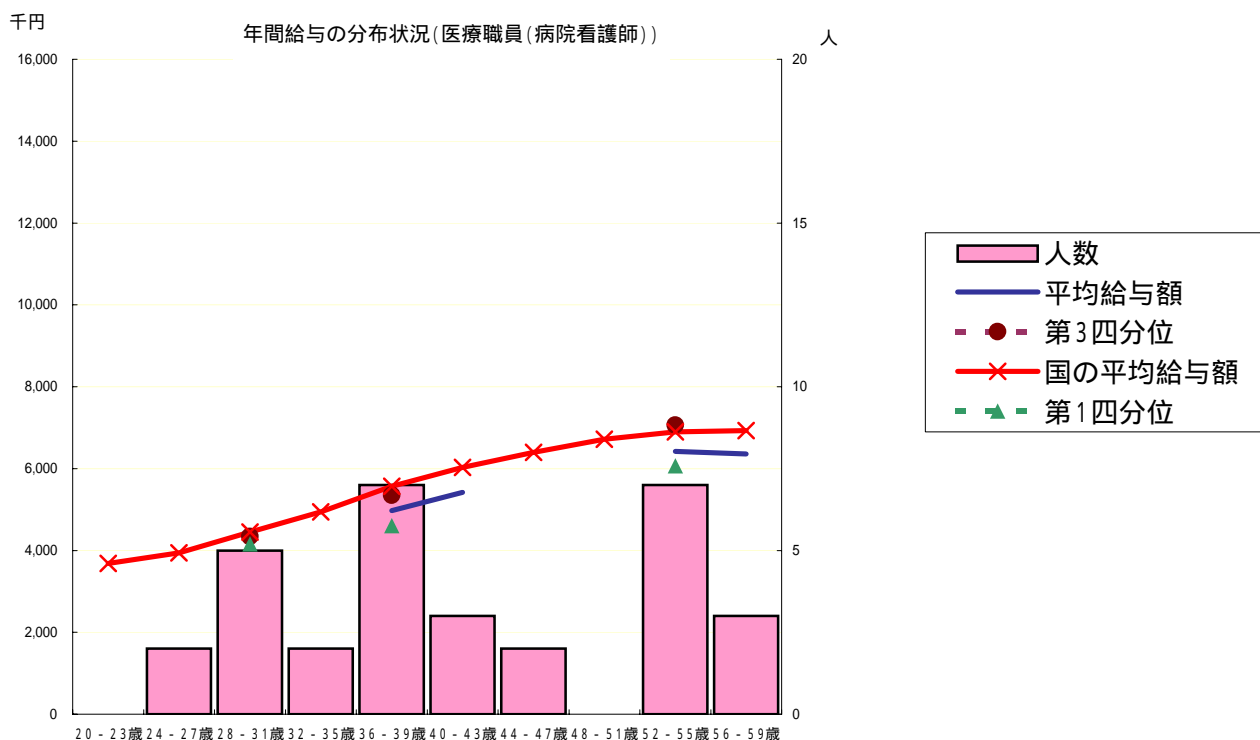
注:32-35歳の年齢階層については、該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注:32-35歳の年齢階層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。



注:32-35歳、36-39歳、40-43歳、44-47歳、52-55歳、56-59歳の年齢階層については、該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注:32-35歳、36-39歳、40-43歳、52-55歳、56-59歳の年齢階層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。



注:24-27歳、32-35歳、40-43歳、44-47歳、56-59歳の年齢階層については、該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

注:24-27歳、32-35歳、44-47歳の年齢階層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。

注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	1	-	-	-	-
課長	10	54.4	9,227	9,523	9,767
課長補佐	21	53.8	6,867	7,375	7,822
係長	28	39.9	5,010	5,861	6,526
主任	4	31.5	-	4,024	-
係員	30	27.5	3,204	3,587	3,900

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
センター長	2	-	-	-	-
研究部長	19	53.2	12,284	12,604	13,257
研究課長	45	51.3	10,063	10,982	12,128
主任研究員	46	46.3	7,965	8,879	9,621
研究員	7	43.4	5,723	6,242	6,765

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
院長	2	-	-	-	-
診療部長	7	54.2	12,158	12,689	13,119
診療科長	10	43.0	8,976	9,775	10,601

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
総看護師長	1	-	-	-	-
看護師長	2	-	-	-	-
副看護師長	2	-	-	-	-
看護師	24	38.8	4,278	4,987	5,425
准看護師	2	-	-	-	-

注：人員が2名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額を記載していない。

注：人員が4名以下の職位については、第1・第3分位を記載していない。

注：研究職員の区分におけるセンター長は、研究部長より上位の職であり、センター下の各研究部門を総括する職である。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(病院医師) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・係長 一般職員	主任・係長	課長代理 係長	課長 課長代理
人員 (割合)	94	17 (18.1%)	19 (20.2%)	25 (26.6%)	19 (20.2%)	4 (4.3%)
年齢(最高 ～最低)		30～22	32～27	57～33	58～36	59～53
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,123～ 1,961	3,409～ 2,588	5,014～ 3,398	5,871～ 4,354	6,198～ 5,494
年間給与 額(最高～ 最低)		4,123～ 2,722	4,607～ 3,548	6,867～ 4,727	8,204～ 6,057	8,415～ 7,767

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	課長	部長	部長	部長
人員 (割合)	5 (5.3%)	4 (4.3%)	0 (0%)	1 (1.1%)	0 (0%)
年齢(最高 ～最低)	56～49	58～47	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	7,171～ 6,723	7,518～ 6,998	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	9,808～ 9,200	10,198～ 9,735	～	～	～

注:9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	部長室・課長 主任研究員	部長室・課長 主任研究員	部長
人員 (割合)	119	0 (0%)	7 (5.9%)	24 (20.2%)	25 (21.0%)	60 (50.4%)	3 (2.5%)
年齢(最高 ～最低)		～	53～34	59～35	58～37	59～43	59～57
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,059～ 3,854	6,441～ 5,011	7,477～ 5,852	9,879～ 7,264	9,634～ 8,998
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,988～ 5,341	8,741～ 6,924	10,091～ 7,965	13,620～ 9,872	13,644～ 12,684

(医療職員(医師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		医師	医長	室・課長	院長	院長
人員 (割合)	19人	0人 (0%)	10人 (52.6%)	7人 (36.8%)	1人 (5.3%)	1人 (5.3%)
年齢(最高 ～最低)		～	51～35	64～48	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	8,086～ 6,623	10,225～ 8,939	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	10,815～ 8,603	13,577～ 12,109	～	～

注:4級及び5級における該当者が各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	総看護師長
人員 (割合)	31人	2人 (6.5%)	24人 (77.4%)	2人 (6.5%)	2人 (6.5%)	1人 (3.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	55～25	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,524～ 2,892	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,260～ 3,879	～	～	～

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長 総看護師長	看護部長
人員 (割合)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高 ～最低)	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)	～	～

注:1級及び3級から5級における該当者がそれぞれ2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(病院医師) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	67.3	67.5	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.7	32.5	32.6
	最高～最低	40.4～29.0	38.0～30.5	36.5～30.3

注:管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.8	59.8	58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.2	40.2	41.1
	最高～最低	46.7～32.3	44.6～31.2	43.8～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3	67.6	67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7	32.4	33.0
	最高～最低	39.9～29.1	39.0～30.9	36.6～30.4

(医療職員(医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.0	59.3	60.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.0	40.7	39.5
	最高～最低	42.5～32.1	44.2～34.5	43.4～33.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	67.4	68.1	67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.6	31.9	32.2
	最高～最低	33.3～32.0	34.3～31.2	33.4～31.6

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5	67.0	66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.5	33.0	33.2
	最高～最低	36.4～31.6	35.2～31.0	34.4～31.5

注:管理職員に該当する者がいないため、管理職員欄については記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員 / 医療職員(病院医師) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.5

対他法人

89.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

101.8

対他法人

99.5

(医療職員(医師))

対国家公務員(医療職(一))

97.4

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.2

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成13年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,040,206	3,045,042	-4,836	(-0.2)	-207,050	(-6.4)
退職手当支給額 (B)	422,236	399,748	22,488	(5.6)	13,581	(3.3)
非常勤役職員等給与 (C)	1,217,505	1,203,937	13,568	(1.1)	633,077	(108.3)
福利厚生費 (D)	427,503	414,780	12,723	(3.1)	68,001	(18.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	5,107,450	5,063,507	43,943	(0.9)	507,609	(11.0)

総人件費について参考となる事項

- (1)当年度の「給与、報酬等支給総額」は、前年度に比べ常勤職員の減員などにより微減している。また、当年度の「最広義人件費」については、「非常勤役職員等給与」の増加などにより微増している。
- (2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図る。
- (3)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた、人件費については、平成22年度までに、平成17年度の人件費(3,699,484千円)と比較し、5%以上の削減を行う。但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、競争的研究資金により雇用される任期制職員の人件費を除く。

法人が必要と認める事項

特になし。